

番号	【医療】 1.
項目	<p>精神疾患の初発時や医療中断時など、本人が不安定になり、混乱が激しいときに 24 時間対応で相談、訪問介入を行うアウトリーチチームを設置してください。その実現に向けて、家族を入れた協議の場を設定してください。</p> <p>本人の混乱（コンビニで暴れる、大声、飛び出してゆく、排泄がコントロールできない、家具を壊す、家族への暴力など）で家族はパニック状態に陥り、冷静に医療につなぐことができません。また引きこもり状態で医療を拒否している場合も、家族の力だけでは医療につなぐことができません。</p> <p>医療機関の紹介だけでは、対処することはできません。各区の保健福祉センターは、相談員が不在や他の業務中であることが多く、即時の相談、訪問による介入は機能していません。</p> <p>また、移送制度、出かけるチームは現状緊急危機介入には機能していません。</p> <p>※この要望の補足資料として、アウトリーチチームの必要性を示す家族の体験談を添付しています。こうした事案への対応策を具体的に示してください。</p>
	<p>(回答)</p> <p>大阪市では、日中は、各区保健福祉センターで、相談・訪問対応を行っております。医療機関の確保が難しい夜間、休日については精神科救急医療の窓口として大阪府及び堺市と共同で、おおさか精神科救急ダイヤルを設置し、精神保健福祉士や心理士など、業務に必要な知識を有する相談員が相談内容に応じて、必要な助言や、医療機関・地域の相談支援事業所などの社会資源等の情報提供を行うとともに、精神科医療機関での受診や入院が必要と判断した場合には、受診調整窓口につないでおります。</p> <p>また、嘱託の精神科医師による相談日を設けており、精神保健福祉相談員とともに、ご家族等のご相談をお受けし必要に応じて訪問して、ご本人の状況を確認し、受診・入院が必要な方にはご本人・ご家族等のニーズを把握しながら、医療機関におつなぎしているほか、状況によりこころの健康センターと連携し、移送制度の利用も実施しています。</p> <p>引き続き、精神保健福祉審議会等においてご家族等のご意見もいただきながら、本市の精神保健医療福祉の充実に努めてまいります。</p>
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【医療】 2
項目	<p>コロナ感染治療薬の公的負担の復活と、家族が感染したときは従来の食品を個配する生活支援を復活させてください。</p> <p>早期に回復するために治療薬を勧められますが、1万円近い窓口負担は家計を圧迫しています。元通り全額公費負担を復活させてください。</p> <p>普通の風邪であるとの位置づけになっても、のどの痛み、関節の痛み、胃腸症状、強い倦怠感などで通常の鎮痛剤では対処困難であり、治療薬で回復したとされても倦怠感、食欲不振などで日常生活にもどることが難しいなど、普通の風邪とは言えない例が数多く見られます。</p>
<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けられたことに伴い、在宅療養者に対する支援の物資は終了しています。また、国の取扱いとして治療薬の費用負担についても段階的に見直されてきました。具体的には、経過措置として令和5年9月30日までは治療薬代が引き続き公費で全額負担とされ、令和5年10月1日以降は一定の自己負担へ移行しました。さらに、令和6年4月1日からは通常の医療提供体制へ移行したことにより、治療薬に係る公費負担は廃止されています。</p> <p>現在は、他の疾病と同様に、医療保険の自己負担割合に応じてご負担いただくこととなりますが、医療保険における高額療養費制度が適用されることにより、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱いとなります。</p> <p>今後も大阪府などの関係機関と連携しながら、引き続き感染の拡大防止に努めてまいります。</p>	
担当	健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0656

番号	【医療】 3.①
項目	<p>大阪市内総合病院精神科での受診、入院対応を充実させてください。</p> <p>入院を府下单科精神科病院に依存する構造を改め、大阪市内総合病院で受診でき、回復のめどがつくまで入院を引き受けるようにしてください。府下の遠い病院では家族の面会、退院後の通院も思うに任せません。居住地に近い病院で安心して治療が継続できるよう、市内総合病院での入院受け入れを実現してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>精神科救急医療システムの二次救急医療として、大阪府・堺市と共同で平日夜間7床、休日日中6床、休日夜間5床の体制確保を行っておりますが、病床の確保のため、緊急的な受診及び入院に対応できる大阪府下の精神科病院が輪番体制をとっております。</p> <p>入院の希望があり、医療機関を案内する際には居住地に近い圏域の医療機関を案内するよう配慮しておりますが、救急での対応であることや病床数に限りがあることから希望に沿った医療機関への入院がかなわない場合もあることをご了承下さい。退院後の通院に関しましては、各区保健福祉センターにおいて、ご本人・ご家族等のニーズを把握しながら、地域等の医療機関におつなぎしています。</p> <p>大阪市内には、現在、精神科病床を有する医療機関として、大阪府立急性期・総合医療センター、大阪市立総合医療センター、大阪公立大学医学部附属病院、ほくとクリニック病院、大阪赤十字病院の5か所があります。</p> <p>精神科病床については、医療法に基づく大阪府医療計画で、大阪府内全域を1圏域として基準病床数が定められており、現在病床過剰となっていることから、新たな精神科病床の増設は、認められない状況にあります。</p> <p>市民の皆様にも身近で安心して医療を受けていただけるよう、今後とも医療機関の協力も得ながら努力してまいりたいと考えております。</p>	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【医療】 3. ③
項目	<p>大阪市内総合病院精神科での受診、入院対応を充実させてください。</p> <p><u>大阪市立総合医療センター、大阪公立大学医学部附属病院では合併症がある場合などに治療対象を限定していますが、これを改めて、緊急を要する状況に受診、必要なら入院を受け入れてもらえるようにしてください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>(下線部について回答)</p> <p>大阪市立総合医療センターは、全国に 13 施設しかない「精神科救急・合併症入院料認可施設」の一つです。本施設は、精神疾患に身体合併症を伴う患者に対し、精神科治療と身体疾患の治療を同時に提供する病床機能を有する施設です。精神科と各診療科が連携し、急性期の身体疾患にも対応しながら精神科治療を実施しており、限られた精神科病床（55 床）の中で身体合併症を伴う重症患者を中心に受け入れるとともに、精神科救急の受け皿としての役割も担っています。</p> <p>また、大阪市立総合医療センターは措置入院/緊急措置入院の受け入れ医療機関として、夜間・休日に警察からの通報があった自傷他害のおそれがある緊急性の高い精神科患者の受け入れに対応（原則火・木曜日以外すべて受入）しており、常時 5 床の受け入れ病床を確保するとともに、精神保健指定医による診療体制を整備しています。</p> <p>なお、大阪市立総合医療センターの医療提供体制や運営に関する事項は、病院の管理のもとで運用されていますので、本件のご要望の内容につきましては、病院へお伝えさせていただきます。</p>	
担当	健康局 総務部 総務課 病院機構支援グループ 電話：06-6208-9897

番号	【医療】 3. ③
項目	<p>大阪市内総合病院精神科での受診、入院対応を充実させてください。</p> <p><u>大阪市立総合医療センター、大阪公立大学医学部附属病院では合併症がある場合などに治療対象を限定していますが、これを改めて、緊急を要する状況に受診、必要なら入院を受け入れてもらえるようにしてください。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>(下線部について回答)</p> <p>当該病院の医療提供体制や運営に関する事項は、病院の管理のもとで運用されていますので、本件のご要望の内容につきましては、病院へお伝えさせていただきます。</p> <p>なお大阪公立大学医学部附属病院の神経精神科についてはこちらのホームページをご覧ください。</p> <p>URL : https://www.hosp.omu.ac.jp/departments/11-shinkeiseishinka/11-shinkeiseishinka.html</p>	
担当	副首都推進局 公立大学法人担当 電話：06 - 6208 - 8880

番号	【医療】 4
項目	<p>医療中断に保健福祉センターが積極的な介入をしてください。</p> <p>本人から訴えがない限り介入できない、事件にならなければ介入できないとされているため、医療中断している一人暮らしの当事者を親が訪ねて行ったとき暴力を受けている状況でも保健福祉センターの支援を受けられず、本人の病状悪化を恐れ、不安で夜もおちおち眠れないという事例があります。</p> <p>また、東住吉区で一人暮らしの医療中断の当事者による母親への死体遺棄事件が起っています。かつて、門真市での医療中断者による一家殺傷事件では、親の監督責任が問われて母親への民事賠償金が課されています。</p> <p>保護者制度が廃止されても、社会の公的支援が機能せず、実質医療継続が家族の監督責任とされる現状には大きな不安を抱えています。</p> <p>本人が医療継続を納得できるよう、保健福祉センター相談員の責任ある対応を強く求めます。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市では、本人や家族等の精神保健福祉に関する地域の相談窓口として、各区保健福祉センターに精神保健福祉相談員を配置し、精神保健福祉に関する課題を抱える本人だけでなくご家族、支援者等からの相談に対応しているところです。嘱託の精神科医師による相談日も設けています。</p> <p>対応の困難な事案については、こころの健康センターが各区保健福祉センターに対して技術的支援を行い、連携して対応にあたっています。また、でかけるチームによる事例検討、訪問及び面接等の専門的な技術援助・支援も実施しています。</p>
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【医療】 5
項目	<p>訪問診療を実施している精神科診療所一覧を作成し、公開してください。</p> <p>在宅で通院が難しい当事者、あるいは高齢者施設入所の当事者が地域で暮らすためには、訪問診療が必要です。各区保健福祉センターごとに訪問診療を行っている精神科診療所一覧を作成し、公表してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>訪問診療を実施している医療機関情報については、随時情報が変わることが想定されるため、行政が一覧を作成し公表を行うことは難しいと考えております。</p> <p>各区保健福祉センターにおいて精神保健福祉相談員を配置し、精神保健福祉相談に対応していますので、ご相談ください。</p> <p>なお、精神科訪問診療につきましては、その対象や条件等が定められており精神科医師が導入を判断することになります。</p>	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【医療】 6.
項目	重度障害者医療費助成制度を精神障害者保健福祉手帳 2 級交付者にも適用してください。
<p>(回答)</p> <p>現在の本市の重度障がい者医療費助成制度の対象者や自己負担額につきましては、平成 30 年度に大阪府と府内市町村で協議のうえ、「時代の要請から、精神障がい者・難病患者や DV 被害者への対象拡充等が必要」「持続可能な制度の構築」との視点から、制度の再構築を行い設定したものに準じています。</p> <p>この再構築がさまざまな福祉サービス・公費負担医療等の実情や時代背景に基づいて検討・議論を重ねたうえで実施されたものであることも踏まえ、今後の制度のあり方の検討にあたりましては、財源の確保も含めた中長期的な制度の持続可能性や社会情勢も考慮していく必要があると考えております。</p> <p>重度障がい者医療費助成制度は障がいがある方の重要なセーフティネットであることから、本市では従前から国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう、大阪府市長会を通じて国に対し要望を行っています。重ねて、大阪府に対しても助成対象の拡充について要望しているところであり、引き続き働きかけてまいりたいと考えております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成グループ） 電話：06-6208-7971

番号	【地域生活】 1. ①
項目	<p>日中の居場所を充実させてください。</p> <p>国の作った就労に特化した目的に縛られた場でなく、本人たちが安心して集える場を充実してほしいとの希望が多く家族からあげられています。生活介護事業所や地域生活支援センターでの受け入れが広がるよう、大阪市として取り組んでください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市としても、就労支援に限らず、体調を整えながら安心して通い、地域で暮らし続けるための日中の居場所を充実させることは重要であると認識しております。</p> <p>また、障がい福祉サービスの生活介護（要件に該当する方を対象）により、介護や日常生活上の支援に加え、創作的活動等の機会の提供を通じて日中の活動の場を確保するとともに、身近な地域で相談や交流、活動の機会を得られる場として、地域活動支援センター事業を実施し、利用者の状況に応じて、日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供、相談支援等を行っているところです。</p> <p>今後も、就労の有無にかかわらず、ご本人が安心して利用できる居場所や支援の選択肢が広がるよう、関係機関・当事者家族のご意見も伺いながら、各事業の運用改善や連携強化に取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【地域生活】 1. ②
項目	<p>日中の居場所を充実させてください。</p> <p>就労継続支援B型事業所の多様な活動形態を認めるとともに、長時間滞在が難しい精神障害者に配慮して、細かな通所時間に縛られない体制を認めてください。</p> <p>就労継続支援B型事業所の急激な増加とともに本来の支援の在り方の質の劣化が問題となり、大阪府が事業所の調査にはいり、事業内容の实地調査に入っているとのことですが、調査基準を明らかにしてください。</p> <p>また同時に事業所の総量規制が始まっているとのことですが、地域の日中活動の場としてはまだ絶対数が足りているとは言えません。</p> <p>具体的に個所数をどこまで規制するのも明らかにしてください。</p> <p>通所する当事者の利用しやすい事業所を減らすことにならないよう、単なる数を減らす目的での総量規制にならないよう、慎重な対応をしてください。</p>
	<p>(回答)</p> <p>就労継続支援B型事業は、一般企業等での就労が困難な方等に対して、働く場を提供するとともに、就労に関する知識および能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。様々な障がい種別の方の選択肢が広がり、多様な利用者への対応を行う事業所の開設につながるよう、令和3年度報酬改定で、事業所は平均工賃月額に応じた報酬体系のみならず、利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する報酬体系を選択することができるようになりました。また、令和6年度報酬改定では、利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する報酬体系を選択した事業所において、短時間利用者の割合が利用者全体の5割以上の場合には基本報酬が減算となりましたが、精神障がい等の障がい特性に起因するやむを得ない理由により短時間利用とならざるを得ない利用者については、国の通知等に基づき、所定の確認等を行った場合に減算の対象外とできるよう配慮がなされています。今後も国の動向を注視し、支援を必要とする方が安心して利用することができるよう、国に対し必要な制度改善を働きかけてまいります。</p> <p>また、大阪府が実施した調査については、増加傾向にある就労継続支援B型事業所の在宅支援の利用実態を把握し、今後の運営指導の在り方を検討するため、令和7年9月、府内の就労継続支援B型事業所2,053事業所を対象に調査を実施し、令和8年1月28日に結果を公表したものです。本市においても、引き続き大阪府と連携し、効果的な指導手法を検討してまいります。</p> <p>いわゆる「総量規制」については、障がい者福祉計画に定めるサービスの必要な量に達している、又は計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、事業所等の指定をしないことができると規定されています。就労継続支援B型事業について、本市の障がい福祉計画に定める必要な量（事業所の利用定員数）が確保できている、「単なる数を減らす」目的ではなく、適切な量の維持と、サービスの質の確保を目的として、総量規制を実施するものです。総量規制の解除又は継続については、毎年慎重に検証を行ってまいります。</p>

担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245
	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527

番号	【地域生活】 1.③
項目	<p>日中の居場所を充実させてください。</p> <p>各区保健福祉センターでのグループワークが月 1 回だけになったままですが、かつてのように週 1 回の活動を復活してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本人を対象とした地域生活支援のうち集団支援の場として、各区保健福祉センターでは、「地域生活向上教室」を実施しています。回復途上の精神疾患を持つ方等が、地域生活に関する自己効力感の向上をはかるために必要な保健・医療・福祉等の知識・対処法等を学び、地域で安定した生活を送ることができることを目的としています。</p> <p>今後も、市民のニーズをふまえ、地域の支援実施状況を確認しながら、より良い事業のあり方を検討してまいります。</p>	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【地域生活】 1. ④
項目	<p>日中の居場所を充実させてください。</p> <p>「ふれあい喫茶」「認知症カフェ」のような、社会福祉協議会によるお茶を飲んだりおしゃべりができ、<u>精神障害者も利用できるような場</u>を作ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>各区保健福祉センターで実施している「地域生活向上教室」では、回復途上の精神疾患を持つ方等が、集団的な関わりの中で、地域生活に関する自己効力感の向上をはかるために必要な保健・医療・福祉等の知識・対処法等を学び、地域で安定した生活を送ることができるよう支援しています。</p> <p>今後も、市民のニーズをふまえ、精神障がい者の集団的な関わりの支援のあり方を検討してまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【地域生活】 2.
項目	<p>公営住宅の障害者単身入居枠を拡大してください。</p> <p>一人暮らし、グループホームいずれも障害年金では足りず、見るに見かねた家族が不足分を補わざるを得ず、経済的負担になっています。親亡き後、その支援をどう継続できるか不安が付きまといまいます。生活保護受給は様々な事情で敷居が高く、活用が難しいのが現状です。</p> <p><u>本人が地域で自立して暮らすために、公営住宅の障害者単身入居枠を広げ、負担のない良質な住まいの提供を実現してください。</u></p> <p><u>前回の回答では令和4年度は福祉目的募集の単身申し込み可住宅が634戸、障害者住宅32戸となっていますが、現状では希望の地域で入居するには、競争率が高い状況が続いています。今後、さらに障害者入居可の枠を拡大してください。</u></p> <p>また、国の住宅セーフティネット検討会で協議された民間住宅と福祉をセットにした制度を大阪市ではどのように活用しているかの実情を明らかにしてください。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市では、入居者の募集につきましては、例年7月・2月の定期募集に加え、高齢者の方や障がいのある方、ひとり親世帯の方を対象として、5月に市営住宅の別枠募集を行っております。</p> <p>5月の別枠募集においては、平成13年度からは障がいのある方を対象としたケア付住宅の募集を開始しました。また、これまでのケア付住宅の課題を踏まえ、障がいのある方がより安心して暮らすことができる環境づくりを目指して、令和6年度からケア付住宅の新規募集を停止し、空き家となったケア付住宅を順次、ICT技術を活用して24時間見守りを行う「見守り付住宅」に転換し、募集を開始しました。また、車いす常用者の方を対象とした住宅の応募資格については、平成30年度から身体障がい1～2級相当から身体障がい1～4級相当まで拡充しました。</p> <p>単身者向けの市営住宅の募集につきましては、従来から例年7月・2月の定期募集時に別枠で行ってきており、応募機会の一層の充実を図るため、平成28年度より11月募集にも募集区分を追加するとともに、単身入居を認める住戸専用面積基準を緩和し各行政区における単身入居可能住戸の均衡を図りました。さらに、5月の別枠募集においても、平成30年度より一部の住宅で障がいのある方（身体障がい者手帳の所持者〔ただし、障がいの程度が1級から4級までであること〕、精神障がい者保健福祉手帳の所持者又は同程度の障がいがある方等）の単身申込みを可能としたところです。</p> <p>なお、緊急に入居すべき事由を有する方に適時に対応するため、平成19年3月から公営住宅等の空家の一部について随時募集を実施していますが、平成29年度からは一部の住宅に限定して単身で居住され日常生活ができる方であれば、60歳未満の単身者についても申込みを可能としております。</p> <p>近年、定期募集における一般世帯向けの平均応募倍率が高倍率で推移する中、障がい者単身者向けの募集戸数については一定戸数確保するよう努めているところであり、今後とも関係局と連携しながら募集を行ってまいりたいと考えております。</p>

(下線部について回答)

担当	都市整備局 住宅部 管理課 募集担当 電話：06-6208-9758
	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081
	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【地域生活】 2.
項目	<p>公営住宅の障害者単身入居枠を拡大してください。</p> <p>一人暮らし、グループホームいずれも障害年金では足りず、見るに見かねた家族が不足分を補わざるを得ず、経済的負担になっています。親亡き後、その支援をどう継続できるか不安が付きまといまいます。生活保護受給は様々な事情で敷居が高く、活用が難しいのが現状です。</p> <p>本人が地域で自立して暮らすために、公営住宅の障害者単身入居枠を広げ、負担のない良質な住まいの提供を実現してください。</p> <p>前回の回答では令和4年度は福祉目的募集の単身申し込み可住宅が634戸、障害者住宅32戸となっていますが、現状では希望の地域で入居するには、競争率が高い状況が続いています。今後、さらに障害者入居可の枠を拡大してください。</p> <p><u>また、国の住宅セーフティネット検討会で協議された民間住宅と福祉をセットにした制度を大阪市ではどのように活用しているかの実情を明らかにしてください。</u></p>
	<p>(回答)</p> <p>国における「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会（住宅セーフティネット検討会）」で中間とりまとめ後、令和6年6月に要配慮者が安心して居住できる環境（居前や入居後の支援を行う）を整備するため、住宅セーフティネット法の改正法が公布され、令和7年10月1日に施行されました。</p> <p>法改正により、高齢者や障がい者など住宅確保要配慮者の方が、賃貸住宅に入居した後も安心して生活ができるよう、居住支援法人等が賃貸住宅の所有者と連携して、要配慮者のニーズに応じて安否確認・見守り・適切な福祉サービスへのつなぎなどの支援を行う住宅を「居住サポート住宅」として認定する制度が新たに創設され、改正法施行日である令和7年10月1日から認定申請（福祉局と都市整備局の共管）の受付を開始しています。</p> <p>なお、令和8年3月31日現在、大阪市内で「居住サポート住宅」として認定した住宅はありません。</p> <p>引き続き、両局で連携しながら認定促進に取り組んでまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530</p> <p>都市整備局 企画部 安心居住課 電話：06-6208-9622</p>

番号	【地域生活】 3-①
項目	<p>当事者の暮らしの支援の負担が家族のみに押しつけられている状況を打開する方法を講じてください。</p> <p>当事者が自立できるような、障害福祉サービスが届かず、衣食の世話、通院同行、服薬見守りなど日常を世話する家族の疲弊の声が多く上がっています。日中活動の場、ヘルパー支援など、障害福祉サービスが届いているとは言えません。また当事者がヘルパーや訪問看護を拒否するという悩みも多く上がっています。この家族の窮状を大阪市はどのように認識していますか。</p> <p>この状況を打破するための大阪市独自の政策はないでしょうか？</p>
	<p>(回答)</p> <p>大阪市では、各区に1か所、地域における相談支援の中核的な役割を担う「障がい者基幹相談支援センター」を設置しており、障がいがある方やその家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行ない、地域における生活を支援しています。</p> <p>また、各区の保健福祉センターにおいても、こころの健康相談を行っていますので、ご家族だけで悩まねずに、まずはご相談ください。</p> <p>障がい福祉サービスの利用にあたっては、計画相談支援の活用が可能となっており、指定特定相談支援事業所の相談支援員が、各対象者やご家庭の困りごとやニーズに合わせて各種制度・サービスの説明や提案を行い、必要なサービスについて一緒に計画を作成します。また、サービス提供可能な事業所やその特色に関する情報提供、サービス利用に必要な手続きなどの支援、事業所との連絡調整なども行います。さらに、サービスの利用状況や利用者のお気持ちなどを確認しながら、計画が妥当かどうか、状況に変化がないかなど、定期的に検討し（モニタリング）、専門的・客観的な立場から助言を行います。</p> <p>障がいのある方が必要とする支援に対して、障がい福祉サービス等事業者が充足し、安定してサービスを提供することができるようになることは、本市としても重要であると認識しており、国に対してサービス提供の実態に即した事業報酬の改善等について引き続き要望してまいります。</p>
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245</p> <p>大阪市こころの健康センター 電話：06-6922-8520</p>

番号	【地域生活】 3-②
項目	<p>当事者の暮らしの支援の負担が家族のみに押しつけられている状況を打開する方法を講じてください。</p> <p>障害支援区分によるサービス量では足りず、ヘルパーを使える量が足りないため、買い物だけなどに限定され十分な支援をしてもらえません。季節の衣類の入れ替えは親がすることになって 高齢の親負担になってしまう。障害福祉サービスが足りない分、様々な世話を親が代行している状況です。この状況を補填する制度を作ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>障害者総合支援法においては、支給決定手続の透明化・公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障がい支援区分」を設けるとともに、その判定等の中立・公正な立場で専門的な観点から行うために、各市町村に市町村審査会を設置することとなっております。そして、市町村は、障がい支援区分の認定を要する障がい福祉サービスの支給申請があったときは、市町村審査会の審査及び判定の結果に基づき、障がい支援区分の認定を行っているところです。</p> <p>ただし、認定された障がい支援区分では必要とするサービスが利用できない場合、認定調査の段階から心身の状況が変化している場合、心身の状態が審査判定に用いられた資料（認定調査結果や医師意見書）に正確に反映されていないと考えられる場合などは、再判定の手続きを行うことができます。また、障がい福祉サービスを利用中の方が、心身の状況の変化により現在のサービス量では足りなくなった場合などは、サービスの支給量変更の申請を行うことができますので、そういった場合は、お住いの区保健福祉センターにご相談ください。</p> <p>本市といたしましては、支援を必要とする方のニーズに応じた支援を提供できるよう、他都市とも意見交換を行いつつ、国に対して、適宜、意見提案を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	【地域生活】 4
項目	<p>家族の急病やレスパイトに対応する、予約なしで使えるショートステイを実現してください。</p> <p>本人の衣食の世話、薬の見守りなどを負担している家族が病気になったとき、予約なしで入所できる対応が必要です。現状のヘルパー制度ではカバーしきれず、家族不在で何日にもわたる、食事、服薬見守り、通院など、本人の世話を代行してもらうシステムがなく、家族にとって安心して必要な治療ができないこともままあります。衣食の世話を疲れ切った家族へのケアも必要です。</p>
	<p>(回答)</p> <p>日常的に本人の衣食・服薬の見守り・通院等を担っておられるご家族の負担の大きさを踏まえれば、緊急時に切れ目なく支援につながる体制の確保が重要であると認識しております。</p> <p>短期入所（ショートステイ）は、居宅において介護を行う方の疾病やその他の理由により、短期間の入所が必要となる場合に活用されるサービスであり、緊急時の受入れニーズがあることは承知しております。一方で、短期入所は事業所の空床や人員体制の状況に左右され「予約なしでいつでも入所できる」運用を確保することは容易ではない面があり、まずは緊急時に相談・調整ができる体制の強化が必要と考えております。</p> <p>緊急時のご相談については、各区保健福祉センターの福祉業務担当窓口において状況をお伺いし、本人の状態やご家族の事情を踏まえ、短期入所を含む必要なサービスの支給決定等を行っております。介護者の急病等により入院が必要となるなど、やむを得ない事情がある場合には、必要に応じて短期入所の日数の取扱いも含めて勘案しつつ対応してまいります。また、ご家族の不在が長期化し、継続的に介護を代替する必要がある見込まれる場合には、短期入所に加え、他のサービスも含めて、切れ目のない支援となるよう相談支援事業者等と連携してご提案いたします。</p> <p>緊急時の受入れ体制の確保に向けては、国においても短期入所の緊急時受入れが評価される仕組み（緊急短期入所受入に係る加算の見直し等）を通じた地域生活支援拠点等の機能強化が進められているところであり、本市としてもこれらの制度の活用促進や、事業所の参入が進むよう関係機関と連携しながらサービス基盤の確保に努めてまいります。</p> <p>今後とも、緊急時に利用しやすい短期入所のあり方や、家族等の介護者への支援の充実について、関係団体等のご意見を伺いながら、必要な制度改善について国に対して引き続き働きかけてまいります。</p>
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245</p> <p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7999</p>

番号	【地域生活】 5
項目	<p>通院、外泊時のタクシー利用の助成制度を実現してください。</p> <p>本人の病状がよくないとき、公共交通機関を使うことが難しく、タクシーが必要となりますが、家族は多額の負担を強いられます。タクシーへの交通費助成が切望されています。現在、市内在住の精神障害者1級2級には市内交通全額無料の優待パスが配布されていますが、タクシー券のどちらかを選択できる制度を実現してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、大阪市内にお住いの精神障がい者保健福祉手帳交付者に対し、地下鉄・バスを対象とした交通機関乗車料金福祉措置を実施しております。</p> <p>一方、タクシー給付券については別制度として「重度障がい者等タクシー料金給付事業」に基づいており、制度の仕組みや財政負担の在り方が異なるため、精神障がい者保健福祉手帳交付者向けの新たな選択肢として制度化するには課題があることから、現時点では実施の予定はありませんが、今後とも関係部局と連携して交通支援の在り方について検討を進めてまいります。</p>	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【地域生活】 6
項目	<p>当事者の不安や悩み事を受け止める相談専門の機関の設置を実現してください。</p> <p>グループホームに入居しても、一人暮らししていても、日々の孤立感、困りごとを親に長時間の電話をしてくる当事者の例が多く、拒否することもできず、親の日常生活が進まないことが多々あります。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、各区保健福祉センターに精神保健福祉相談員を配置し、精神保健福祉に関する課題を抱えるご本人だけではなく、ご家族や支援者等からの精神保健福祉相談に対応しているところです。</p> <p>また、こころの悩み電話相談やひきこもり電話相談、依存症相談等の各種専門電話を開設し不安や困りごと等に対応しております。</p>	
担当	健康局 健康推進部 こころの健康センター 電話：06-6922-8520

番号	【地域生活】 7
項目	<p>住之江区で精神障害のかたが生活保護申請窓口から心無い対応を受け自死された事件について、大阪市はどのように認識し、どのような改善がなされているかを明らかにしてください。</p> <p>全国では生活保護を申請する際、半分の人が心無い対窓口対応を受けているとの情報もありました。いわゆる「水際作戦」という生活保護の申請をさせないようにする不適切な対応が問題視され、この事件も水際作戦の一環と推察せざるをえません。市民の生存権を守るセーフティネットとしての生活保護受給権を守るべく、申請者の人権を配慮するよう、各区福祉事務所対応の抜本的な見直しをしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>項目にあります事案につきましては、個人情報保護の観点から回答は差し控えさせていただきますが、本市では、生活保護の相談・申請にあたり、相談者の心情や置かれた状況を十分に理解し、その立場に立った丁寧な対応を行うことが重要であると認識しております。</p> <p>生活保護の実施にあたっては、法や実施要領に基づき、申請権を侵害することのないよう適正な運営を徹底しており、窓口担当者やケースワーカー等の資質向上のため、法制度や権利擁護の理解に関する研修を継続的に実施しております。</p> <p>また、福祉局では、各実施機関（区保健福祉センター）における生活保護事務について監査を実施し、生活保護行政がより適正かつ効率的に運営できるよう、必要な指導・援助を行っております。</p> <p>今後もすべての相談者が安心して相談できるよう、各実施機関における適切な対応について改めて周知徹底を図るとともに、適正な保護の運営が行われるよう努めてまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012